

令和6年度
和歌山県農業農村振興委員会
日本型直接支払事業推進部会

日本型直接支払制度
令和6年度の実施状況及び今後の取組について
環境保全型農業直接支払制度

令和7年3月18日
和歌山県 農林水産部 鳥獣害対策課

1

環境保全型農業に関する施策の変遷

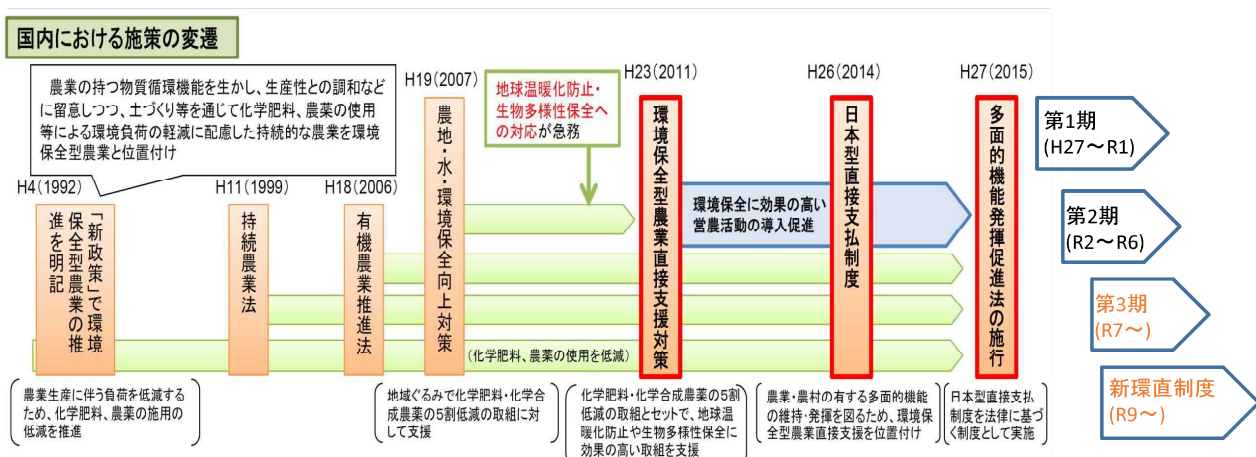
○H19年度：農地・水・環境保全向上対策

地域ぐるみで化学肥料・農薬を5割以上削減する取組を支援

○H23年度：環境保全型農業直接支援対策

「5割削減」とセットで行う温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援

○27年度：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 施行



2

環境保全型農業直接支払制度について

日本型直接支払制度

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、**自然環境保全**、景観形成等の多面的機能を有しており、その**利益は広く国民全体が享受**。
- 多面的機能が今後も発揮されるよう、地域活動や営農の継続等の支援を行う必要。

環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う**追加的コストを支援**。

例)有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

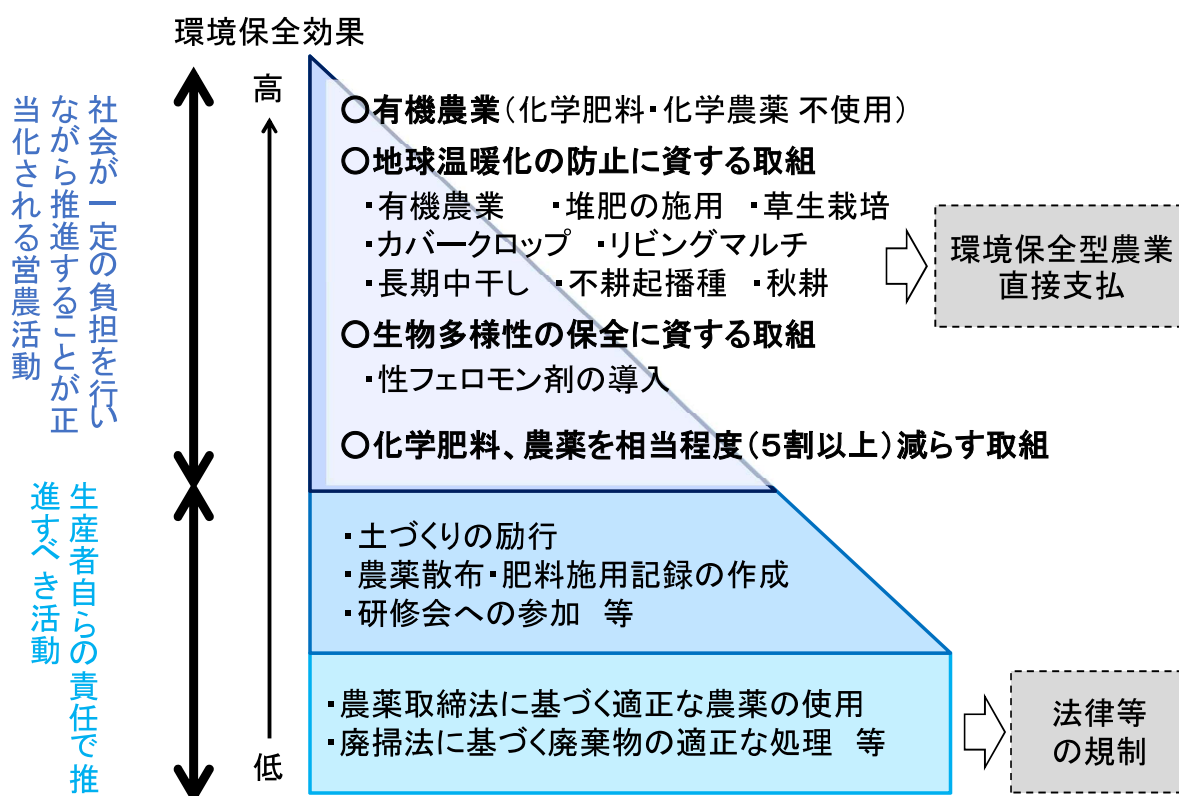
草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組



3

施策支援に対する考え方



4

支援対象となる取組(令和6年度)

R4年度より取組拡大加算が追加

全国共通取組



有機農業



堆肥の施用



不耕起播種



秋耕



草生栽培



カバークロップ



リビングマルチ



長期中干し

地域特認取組

性フェロモン剤の導入



・農薬を使用しない又は低減することで生物個体数が増加
→生物多様性の保全に貢献

・農地に還元されたカバークロップや堆肥の一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献

5

支援内容(R6年度)

化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援

取組		交付単価(国+地方)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
	取組拡大加算(※)	4,000円/10a
堆肥の施用		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種		3,000円/10a
長期中干し		800円/10a
秋耕		800円/10a
地域特認取組(性フェロモン剤の導入)		8,000円/10a

※既存の有機農業者が、新規で有機に取組む農業者に指導等を行うことで、新規農業者の面積分交付される取組。

支援対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者 等
(事業計画の承認を受けることが必要)

6

促進計画策定状況

市町村は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」において、
「環境保全型農業直接支払事業」の推進方針を記載する必要がある

促進計画における「環境直払事業」計画策定状況

全市町村:30 策定市町:16 非策定市町:12 事業対象農地なし:2

市町村	策定	備 考
和歌山市	○	
海南市	○	
紀美野町	×	
紀の川市	○	
岩出市	○	
橋本市	○	
かつらぎ町	○	
九度山町	×	
高野町	×	
有田市	○	
湯浅町	×	
広川町	○	
有田川町	○	
御坊市	○	
美浜町	○	

市町村	策定	備 考
日高町	×	
由良町	×	
印南町	×	
みなべ町	○	
日高川町	×	
田辺市	○	
白浜町	○	
上富田町	○	
すさみ町	○	
新宮市	×	
那智勝浦町	×	
太地町	—	事業対象農地 なし
古座川町	×	
北山村	—	事業対象農地 なし
串本町	×	

7

令和6年度事業実績(見込み)

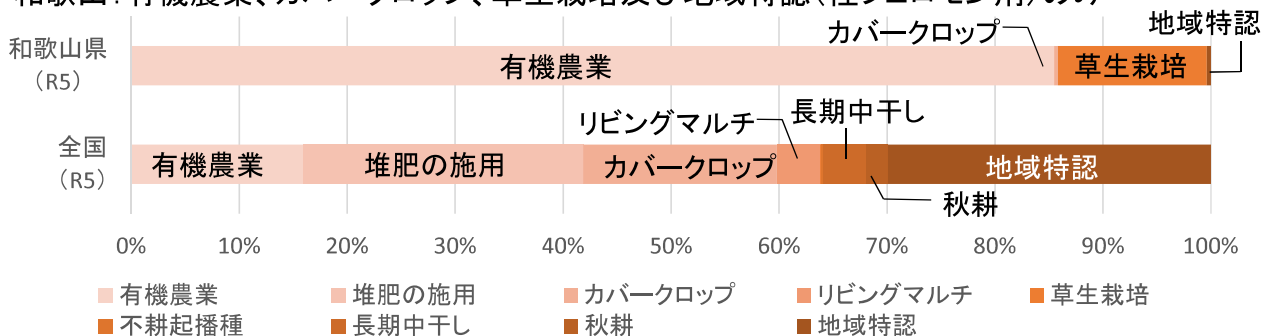
12市町で事業実施

	合計	対象活動の実施面積(a)			
		カバー クロープ	草生栽培	有機農業	性フェロモン 剤の導入
和歌山市	672			672	
海南市	547		196	351	
紀の川市	1,418			1,418	
岩出市	244	39		205	
橋本市	618			618	
かつらぎ町	1,000		23	977	
有田市	300			300	
有田川町	667			667	
みなべ町	1,619		889	677	53
田辺市	1,482			1,482	
白浜町	133			133	
上富田町	100			100	
合計	8,800	39	1,108	7,600	53

8

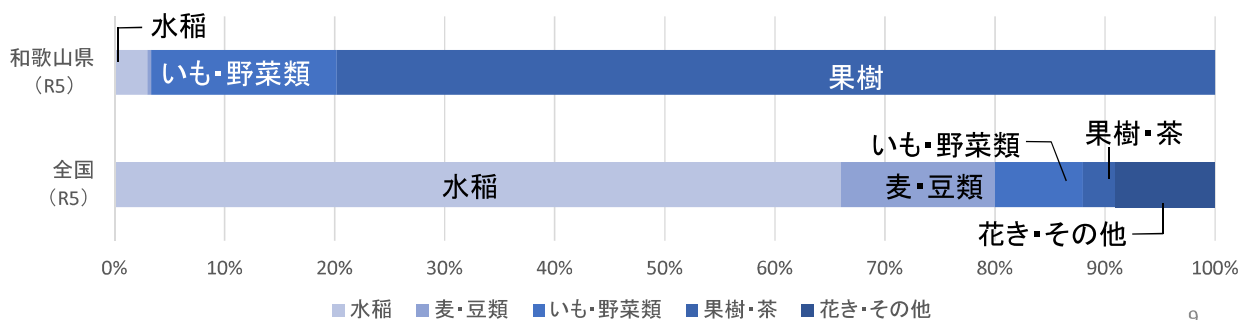
令和5年度の実施割合(面積)

和歌山: 有機農業、カバークロップ、草生栽培及び地域特認(性フェロモン剤)のみ

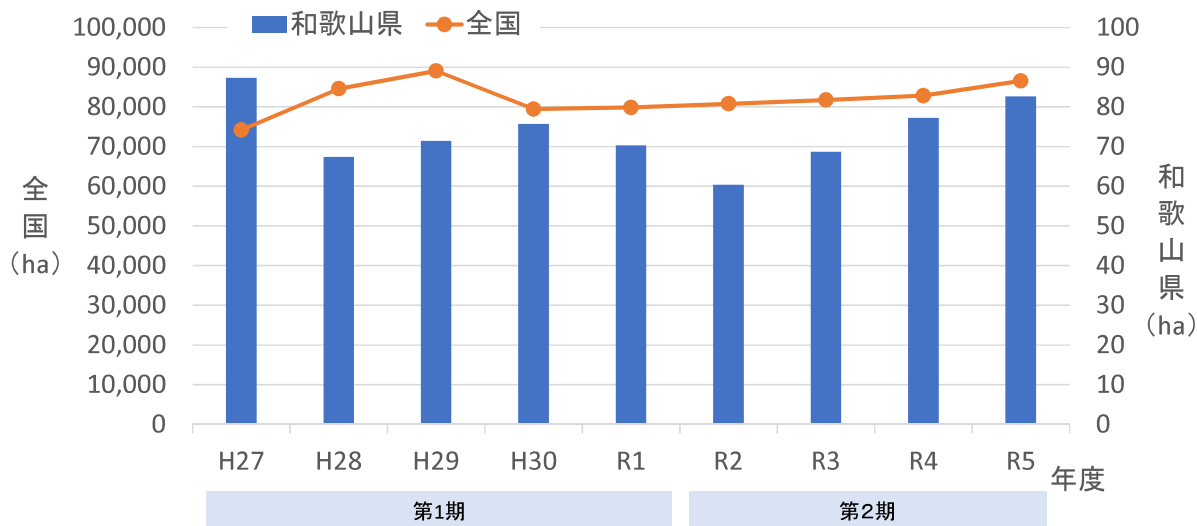


令和5年度作物別の実施割合(面積)

和歌山: 果樹 全国: 水稲



実施面積の推移



○取組面積

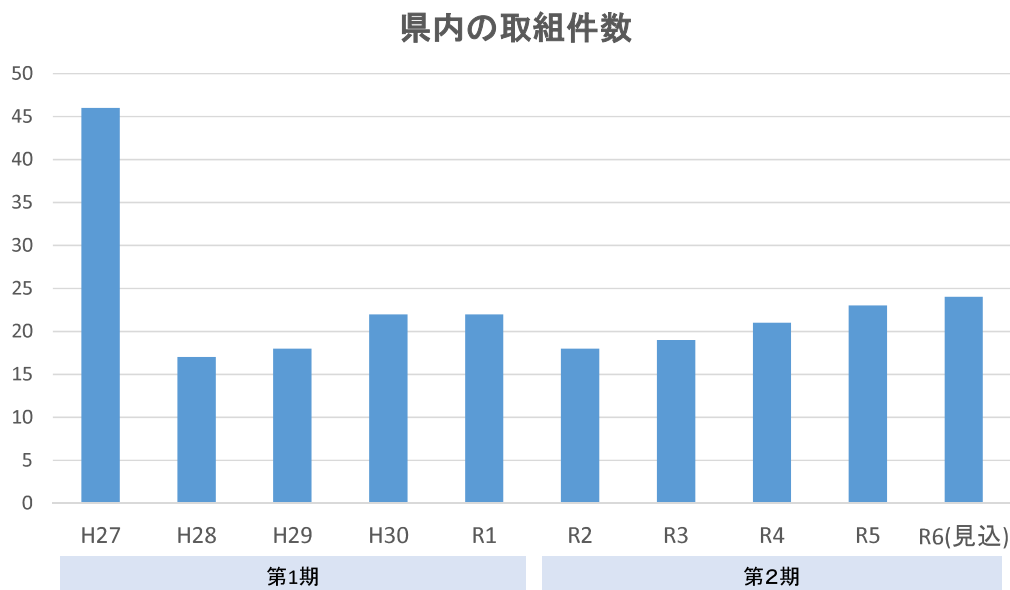
全国: 平成29年度まで増加したが、平成30年度に減少、その後微増傾向。
和歌山県: 平成28年度に大きく減少して以降、横ばいが続き、令和2年度は減少。
令和3年度以降は増加傾向。令和5年度は537a増加
(令和6年度は539a増加予定)

○事業実施状況(令和5年度)

全国: 51%の市町村が事業を実施。

和歌山県: 40%(12市町)が事業を実

県内の取組状況



- 令和5年度
有機農業を行う新規農業者団体が参入
→新たに取組件数が2件増加した。(21件→23件)
- 令和6年度
有機農業を行う新規農業者団体が参入
→新たに取組件数が1件増加した。(23件→24件)

11

支援制度の変更(第2期R2年度～R6年度)

R2年度:①有機農業の取組水準の引き上げ

取組水準を「国際水準の有機農業」＝有機JASの水準に合わせる。
(有機JAS認証の取得は必須ではない。)

R3年度:①環境保全効果の高い取組を全国共通取組に追加

草生栽培、リビングマルチ、不耕起播種、長期中干し、秋耕

R4年度:①みどりのチェックシートの取組の要件化

GAPの取組が廃止。

→代わりにみどりのチェックシートの取組実施が交付要件に追加

②取組拡大加算が全国共通取組に追加

新規に有機農業に取組む農業者に、既存の有機農業を行う農業者が指導等を行うことで、新規農業者の面積分の交付金を該当農業者団体に交付。

12

支援制度の変更(第2期R2年度～R6年度)続き

R5年度:①事業要件(推進活動)の緩和

みどりの食料システム法の特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合は、要件である推進活動の実施を免除。

R6年度:①環境負荷低減のチェックシートの取組を要件化

みどりのチェックシートの取組が廃止

→代わりに環境負荷低減のチェックシートが交付要件に追加
(R9年度にはみどり認定が要件化する予定のため、本格導入前の施行的実施)

13

支援制度の主な変更(第3期R7年度～)

- ① 有機農業の拡大に向けて、単収が低く不安定な移行期を圃場ごとに重点支援
- ② 水田からのメタン排出量削減に配慮した取組
(長期中干し、前年度の秋耕、前年度の湛水不実施、のうちいずれか1つ以上)
と合わせて実施する」堆肥、緑肥、総合防除(畦畔機械除草)の取組を支援
- ③ 堆肥の最低投入量を見直し
水稲: 1t→0.5t/10a 水稲以外: 1.5t→1t/10a
- ④ 「総合防除」を、新たな全国共通取組として設定
 - ・IPM実践指標に基づく総合防除の実施
 - ・畦畔機械除草、交信攪乱剤の利用、
天敵温存植物の設置、天敵等生物農薬の利用のいずれかを実施
- ⑤ 「炭の投入」を、新たな全国共通取組として設定
 - ・50kg/10a以上
 - ・有機農業の加算措置にも追加
- ⑥ 「長期中干し」や「冬期湛水管理」など、水資源の管理や生き物調査等の地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで効果的な推進が期待できる取組を多面的機能支払交付金へ移管

14

支援単価の変更(第2期→第3期)

注)有機農業2,000円の加算措置

土壌分析を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入の、いずれかを実施した場合

取組		交付単価(国+地方)
有機農業 (移行期の 取組支援)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a → 14,000円/10a
	(このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。)注)	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
	取組拡大加算	4,000円/10a
堆肥の施用		4,400円/10a → 3,600円/10a
カバークロープ	緑肥の施用 に統合	6,000円/10a → 5,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a → 5,000円/10a (3,200円/10a → 5,000円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種	廃止	
長期中干し	堆肥、緑肥、総合防除 と合わせて実施	
秋耕		
地域特認取組 (性フェロモン剤の導入)	全国共通取組(総合防除)に移行	8,000円/10a → 4,000円/10a (そば等雑穀、飼料作物 2,000円/10a)
地域特認取組(炭の投入)	全国共通取組に移行	5,000円/10a 15

支援制度の変更(R9年度～)

「新たな環境直接支払交付金の創設」

① 農林水産省では、クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討(令和5年6月及び12月 食料安定供給・農林水産基盤強化本部)

② 令和9年度から環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)が要件化

③ 制度検討のため、令和7年度に国は「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」を実施。

・環境負荷低減の取組について、生産コストの増加、収量の不安定化等のリスク、環境負荷低減効果などのデータを農業者から収集

・支援水準の検討等に必要な分析を行う

令和7年度の推進方針

○農業者への事業の周知とグループ化推進

- 土壌診断やエコ農業に関する研修会等において、事業の紹介やパンフレット等の配布



エコモデル園オープンセミナー in 伊都

○土壌診断やエコ農業に関する研修会の実施、技術指導

○市町促進計画における「環境保全型農業直接支払事業」方針の策定の働きかけ

- 環境直払事業未実施市町へ、積極的に事業の情報提供

○環境負荷低減事業活動実施計画の認定制度（みどり認定）の認定推進

- 要件化を予定しているR9年度に向け、計画的にみどり認定を受けてもらうよう、認定制度の情報提供